

【65歳以上の皆さんへ】 介護保険料を改定しました



介護保険料額は本人や世帯員の住民税の課税状況や、本人の所得などの条件により段階ごとに分かれており、保険料は3年ごとに見直しを行っています。令和6年度は、所得段階を前年までの9段階から13段階に区分し見直しました。令和6年度以降の保険料段階区分は下表のとおりです。

段階	対象者（満65歳以上）		負担割合	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		基準額 ×0.285	19,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階に該当しない	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額 ×0.485	33,200円
第3段階		上記以外	基準額 ×0.685	46,900円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.90	61,600円
第5段階		上記以外	基準額 ×1.00	68,500円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	82,200円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	89,000円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	102,700円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	116,400円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	130,100円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	143,800円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	157,500円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	164,400円

※町の基準額68,500円(年額)

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

介護認定調査員募集！

▼職種 会計年度任用職員（要介護認定調査員）

▼勤務場所 保健福祉課（本庁）

▼募集人数 1人

▼応募資格

- ・パソコン（エクセル、ワード等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行できること
- ・普通自動車運転免許（AT限定可）を有すること
- ・税金の滞納がないこと
- ・保健、医療、福祉に関しての専門的な知識を有することが望ましい

▼仕事内容 要介護認定の調査、調査結果のデータ入力、調査票の入力確認、介護認定審査会の資料作成など

▼任期 9月1日～令和7年3月31日（条件付きで更新あり）

▼勤務時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

▼時給 1,278円

▼受付期限 7月16日(火)まで

※詳しくはホームページをご覧ください。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎72-6910



詳しい内容・申請書はコチラ